しかし、基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準にする等の地方交付税法の規定を踏まえてトップランナー方式になじまないと考えられる経費（教育・警察や社会保障など法令等で国が基準を定めている経費、産業振興・地域振興等の経費、公債費等）が多くを占めている。このため、基準財政需要額に占める割合に着目することは合理性を欠いており、適切ではない。

また、トップランナー方式による歳出効率化の成果については、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元することが重要である。

業務改革の努力をして行政コストを下げれば、その分地方財源が減少するということになれば、むしろ業務改革へのインセンティブは阻害されることは、当審議会が繰り返し指摘してきたとおりである。

2．地方創生への対応

⑴　地方創生のための一般財源総額の確保等

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つである。

人口減少等により生じる課題やその対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であることから、地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に応じて取り組むべきものである。現在、「地方版総合戦略」[25]に基づき、それぞれの地方自治体での取組が本格化しており、域外からの移住者が増加する地方自治体があるなど、着実にその成果が現れつつある。

地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするため、平成27年度から地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」が計上されたが、地方が抱える構造的な課題の解決には長期間を要する。平成30年度以降も、引き続き、地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」について現行の１兆円規模を維持し、各地方自治体の地方創生の取組が途切れることのないよう、息長く支援すべきである。

また、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図る制度的な基盤として、引き続き地方分権改革を進めていくべきである。

⑵　地域経済の好循環・地域の自立促進

地域の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開している。地域の活性化を図るため、地域経済の好循環を拡大する積極的な取組[26]により、こうした創意工夫を力強く推進すべきである。

また、地域経済の好循環の拡大に向け、地域の担い手となる人材の確保や、地域の課題解決のための組織の形成・運営を支援する取組を行う[27]とともに、地域の連携を支援し、自立的な地域経営[28]を確立することが必要である。

3．社会保障制度改革

子育て、医療、介護等の社会保障サービスの多くは住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今後も、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

また、今後予定されている社会保障の充実施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すべきである。

このうち、国民健康保険制度については、平成30年度から新制度[29]へ円滑に移行できるよう、国民健康保険の財政基盤の強化に向け、必要な財政支援が確実に行われる必要がある。

国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与については、地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべきである。

4．人づくり革命

平成29年12月８日、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、「人づくり革命」を実行し、社会保障制度を全世代型に転換していくこととされた。

この中では、幼児教育の無償化、待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善などの施策が盛り込まれ、これらの財源については、消費税率10％への引上げによる増収分等を活用することとされている。

認可外保育所の無償化措置の対象範囲などについては、来年夏までに結論を出すこととされており、国と地方の役割分担等については、これらの議論も踏まえ、今後、整理されることとなるが、地方負担分の財源確保を含め、施策の実施に重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

5．東日本大震災からの復興

東日本大震災から５年以上が経過し、復旧・復興事業の進展が見られるが、依然として復旧・復興には莫大な費用を要している。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障のないよう、復興推進会議決定に基づき、通常収支とは別枠で管理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

6．地方財政の健全化に資する取組等

⑴　行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

地方自治体は、厳しい財政状況や人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題に直面している。今後とも、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進により、地域の課題を克服し、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制を確保することが不可欠である。

①　地方行政サービス改革の推進

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては、積極的な業務改革の推進[30]に努めることが必要である。

特に、窓口業務については、本年６月の地方独立行政法人法の一部改正により地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加され、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務の委託が可能となった。同制度や年度内に完成予定の標準委託仕様書の積極的な活用等により、窓口業務の民間委託を促進することが重要である。

業務改革の取組状況について、国は「見える化」及び比較可能な形での公表を行いつつ、地方自治体が業務改革を推進するに当たっての課題や対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じた行政効率及びＢＰＲ[31]による業務改革の効果把握の状況を「見える化」する観点から、各地方自治体の窓口業務改革及び庶務業務の集約化の効果について、来庁者の待ち時間削減や住民満足度の向上などサービス面の効果を含めて、歳出削減効果を把握・公表していくことが考えられる。

②　公営企業・第三セクター等の経営改革

地方公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が人口減少等により一層厳しさを増す中でも、将来にわたり役割を果たしていくため、事業の在り方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、経営戦略及び新公立病院改革プランの早期策定・公表・実行と、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を、一体として推進することが重要である。また、各公営企業がこれらの取組をより的確に進めるため、国は、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による「見える化」を推進すべきである。

上下水道事業の経営改革に当たっては、増大する更新需要に適切に対応するため、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化や、ＰＰＰ／ＰＦＩを含む更なる民間活用を推進すべきである。特に、広域化については、市町村等は自らが提供する住民サービスの持続可能性の確保の観点から検討を行う必要がある。また、都道府県は市町村等を包括する広域団体としてその検討を積極的に支援するとともに、国は他団体の取組の周知等により更なる検討を促すなど地方自治体の広域化に向けた取組の支援を強化すべきである。